

共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
<p data-bbox="241 204 949 236">共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）</p> <p data-bbox="781 252 1117 284">平成27年3月18日制定</p> <p data-bbox="1021 300 1099 331">（中略）</p> <p data-bbox="759 347 1117 379">2025年 3月28日改正</p> <p data-bbox="759 395 1117 427"><u>2026年 3月31日改正</u></p> <p data-bbox="107 544 210 576">（目 次）</p> <ol data-bbox="181 592 1010 671" style="list-style-type: none"> <li>1. 共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）雛型</li> <li>2. 共同研究契約約款（大学・国立研究開発法人等用） <ol data-bbox="219 687 398 719" style="list-style-type: none"> <li>（1）約款本文 <ol data-bbox="257 735 882 1150" style="list-style-type: none"> <li>第1章 共同研究業務の実施（第1条－第11条）</li> <li>第2章 変更手続（第12条－第13条）</li> <li>第3章 概算払・確定（第14条－第21条）</li> <li>第4章 取得財産の管理等（第22条－第24条）</li> <li>第5章 成果の取扱・知的財産権 <ol data-bbox="286 975 882 1102" style="list-style-type: none"> <li>第1節 定義（第25条）</li> <li>第2節 成果の取扱（第26条－第29条）</li> <li>第3節 知的財産権（第30条－第36条の2）</li> </ol> </li> <li>第6章 雑則（第37条－第56条）</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> <p data-bbox="257 1166 371 1198">特記事項</p> <p data-bbox="257 1214 315 1246">附則</p> <ol data-bbox="219 1262 685 1437" style="list-style-type: none"> <li>（2）様式</li> <li>（3）別紙</li> <li>（4）共同研究費積算基準（大学等用） <p data-bbox="286 1406 853 1437">共同研究費積算基準（国立研究開発法人等用）</p> </li> </ol>	<p data-bbox="1308 204 2016 236">共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）</p> <p data-bbox="1839 252 2175 284">平成27年3月18日制定</p> <p data-bbox="2078 300 2157 331">（中略）</p> <p data-bbox="1816 347 2175 379">2025年 3月28日改正</p> <p data-bbox="1160 544 1263 576">（目 次）</p> <ol data-bbox="1234 592 2063 671" style="list-style-type: none"> <li>1. 共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）雛型</li> <li>2. 共同研究契約約款（大学・国立研究開発法人等用） <ol data-bbox="1272 687 1451 719" style="list-style-type: none"> <li>（1）約款本文 <ol data-bbox="1310 735 1935 1150" style="list-style-type: none"> <li>第1章 共同研究業務の実施（第1条－第11条）</li> <li>第2章 変更手続（第12条－第13条）</li> <li>第3章 概算払・確定（第14条－第21条）</li> <li>第4章 取得財産の管理等（第22条－第24条）</li> <li>第5章 成果の取扱・知的財産権 <ol data-bbox="1339 975 1935 1102" style="list-style-type: none"> <li>第1節 定義（第25条）</li> <li>第2節 成果の取扱（第26条－第29条）</li> <li>第3節 知的財産権（第30条－第36条）</li> </ol> </li> <li>第6章 雑則（第37条－第56条）</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> <p data-bbox="1310 1166 1424 1198">特記事項</p> <p data-bbox="1310 1214 1368 1246">附則</p> <ol data-bbox="1272 1262 1738 1437" style="list-style-type: none"> <li>（2）様式</li> <li>（3）別紙</li> <li>（4）共同研究費積算基準（大学等用） <p data-bbox="1339 1406 1906 1437">共同研究費積算基準（国立研究開発法人等用）</p> </li> </ol>

共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
<p>1. 共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）雛型（略）</p> <p>2. 共同研究契約約款（大学・国立研究開発法人等用）</p> <p>（1）約款本文</p> <p>第1条 ～ 第21条（略）</p> <p>（取得財産等の管理等）</p> <p>第22条 乙が共同研究業務を実施するため、共同研究期間中に購入し、又は製造した取得財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、乙が検収又は竣工の検査により共同研究業務の実施に供する機能を発揮する完成品であることを確認した時をもって乙に帰属するものとする。</p> <p><u>1の2 前項の規定にかかわらず、取得財産が外国に所在する場合において、共同研究業務の態様及び実施場所における商慣行その他の事情を考慮し、甲が特段の取扱いを行うことが適当であると認めるときは、甲は、所有権の帰属時期その他前項と異なる条件を別に定めて乙に指示することができ、乙はこの指示に従うものとする。</u></p> <p>第2項 ～ 第3項（略）</p> <p>4 乙は、取得財産を共同研究業務以外の目的に使用してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。<u>なお、複数の者が共同で共同研究先の公募に応募し、当該応募に係る事業について甲が当該複数の者との間で複数の共同研究契約を締結した場合等においては、乙は、当該複数の者に対して、当該事業を実施する目的に限り取得財産を使用させることができるものとし、この場合、甲の承認を得たものとみなす。</u></p> <p>第5項 ～ 第10項（略）</p> <p>第22条の2 ～ 第30条の4（略）</p>	<p>1. 共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）雛型（略）</p> <p>2. 共同研究契約約款（大学・国立研究開発法人等用）</p> <p>（1）約款本文</p> <p>第1条 ～ 第21条（略）</p> <p>（取得財産等の管理等）</p> <p>第22条 乙が共同研究業務を実施するため、共同研究期間中に購入し、又は製造した取得財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、乙が検収又は竣工の検査をした時をもって乙に帰属するものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第2項 ～ 第3項（略）</p> <p>4 乙は、取得財産を共同研究業務以外の目的に使用してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。</p> <p>第5項 ～ 第10項（略）</p> <p>第22条の2 ～ 第30条の4（略）</p>

共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
<p>（ノウハウの指定）</p> <p>第31条</p> <p>第1項（略）</p> <p>2 乙は、前項の規定に基づき指定した技術情報（以下「ノウハウ」という。）<u>の概要</u>につき、甲の指示に従い、甲に提出しなければならない。</p> <p>第3項～第6項（略）</p> <p>第32条（略）</p>	<p>（ノウハウの指定）</p> <p>第31条</p> <p>第1項（略）</p> <p>2 乙は、前項の規定に基づき指定した技術情報（以下「ノウハウ」という。）につき、甲の指示に従い、<u>様式第9による共同研究業務成果報告届出書とともに</u>甲に提出しなければならない。</p> <p>第3項～第6項（略）</p> <p>第32条（略）</p>
<p>（知的財産権の帰属）</p> <p>第33条</p> <p>第1項～第4項（略）</p> <p>5 乙は、第1項の知的財産権を第三者に移転又は利用許諾する場合は、第3項及び第4項、第33条の3、第33条の5、第33条の6、第34条、第34条の2 <u>並びに</u>第35条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。</p> <p>第6項（略）</p> <p>第33条の2～第33条の3（略）</p>	<p>（知的財産権の帰属）</p> <p>第33条</p> <p>第1項～第4項（略）</p> <p>5 乙は、第1項の知的財産権を第三者に移転又は利用許諾する場合は、第3項及び第4項、第33条の3、<u>第33条の4</u>、第33条の5、第33条の6、第34条、第34条の2、<u>第35条並びに第36条</u>の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。</p> <p>第6項（略）</p> <p>第33条の2～第33条の3（略）</p>
<p>（知的財産権の移転等の届出）</p> <p>第33条の4 <u>削除</u></p>	<p>（知的財産権の移転等の届出）</p> <p>第33条の4 <u>共同研究業務に係る知的財産権の移転等に関し、第33条第3項第四号ただし書の場合は、乙は事前に甲が別に定める知的財産権移転等届出書を甲に提出するものとする。</u></p>

共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
<p>第33条の5 ～ 第34条の2 （略）</p> <p>（出願後の状況通知）</p> <p>第35条 第1項 ～ 第2項 （略）</p> <p>3 乙は、共同研究業務に係る知的財産権を移転（第33条の6第1項に規定する持分の放棄によるもの及び次項に規定するものを除く。）<u>又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾を</u>したときは、移転<u>又は設定</u>の事実が確認できる書類の写しを添付して甲が別に定める知的財産権移転通知書1通を移転<u>又は設定</u>を行った日から60日以内（ただし、外国の場合は90日以内。）に甲に提出するものとする。</p> <p>4 乙は、共同研究業務に係る知的財産権に関し、甲の承認を得て移転<u>又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾を</u>したときは、第33条の3第1項<u>又は第2項</u>に規定する甲の承認書の写し及び移転<u>又は設定</u>の事実が確認できる書類の写しを添付して、甲が別に定める知的財産権移転通知書1通を移転<u>又は設定</u>を行った日から60日以内（ただし、外国の場合は90日以内。）に甲に提出するものとする。</p>	<p><u>2 前項の届出書の提出に際して、甲が当該知的財産権について再実施権付き通常実施権を要求する場合、乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権を移転する前又は当該知的財産権に専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をする前に、甲に対して無償で許諾しなければならない。</u></p> <p><u>3 乙は、前項により再実施権付き通常実施権を許諾した場合には、当該通常実施権の行使に支障を与えないように、当該知的財産権の承継者に約させねばならない。</u></p> <p><u>4 乙が、前3項の定め違反したことについて、正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権は無償で甲に譲り渡されるものとする。</u></p> <p>第33条の5 ～ 第34条の2 （略）</p> <p>（出願後の状況通知）</p> <p>第35条 第1項 ～ 第2項 （略）</p> <p>3 乙は、共同研究業務に係る知的財産権を移転（第33条の6第1項に規定する持分の放棄によるもの及び次項に規定するものを除く。）したときは、移転の事実が確認できる書類の写しを添付して甲が別に定める知的財産権移転通知書1通を移転を行った日から60日以内（ただし、外国の場合は90日以内。）に甲に提出するものとする。</p> <p>4 乙は、共同研究業務に係る知的財産権に関し、甲の承認を得て移転したときは、第33条の3第1項に規定する甲の承認書の写し及び移転の事実が確認できる書類の写しを添付して、甲が別に定める知的財産権移転通知書1通を移転を行った日から60日以内（ただし、外国の場合は90日以内。）に甲に提出するものとする。</p>



共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
<p>じ、<u>不正等に係る過払金等</u>の額につき民法第404条に定める法定利率で算出した利息、又は<u>不正等に係る過払金等</u>の額につき年10.95%の割合により計算した加算金を付することができるものとする。</p> <p>第6項 ～ 第8項 （略）</p> <p>第42条の2 ～ 第44条 （略）</p> <p>（外国法人の特例）</p> <p>第45条</p> <p>第1項 ～ 第7項 （略）</p> <p>8 前項の場合、第33条第3項第一号、二号、三号及び四号、第33条第4項及び第5項、第33条の3、第33条の5 <u>並びに</u>第35条の「知的財産権」とあるのは「知的財産権の持分」と読み替えるものとする。</p> <p>第9項 ～ 第14項 （略）</p> <p>第46条 ～ 第51条 （略）</p> <p>（協力事項）</p> <p>第52条 乙は、共同研究業務の円滑な実施のため、次の各号に掲げる事項について乙の負担において甲に協力するものとする。ただし、第三号に要する経費は、甲の負担とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 共同研究期間終了後又は本契約解除後に実施する終了時評価及び追跡評価、<u>共同研究業務に係る成果報告会</u>、産業財産権等の取得状況及び事業化状況調査等への回答、<u>資料作成</u>、情報の提供、ヒアリングへの対応並びに委員会等への出席</p> <p>三 （略）</p>	<p>0.95%の割合により計算した加算金を付することができるものとする。</p> <p>第6項 ～ 第8項 （略）</p> <p>第42条の2 ～ 第44条 （略）</p> <p>（外国法人の特例）</p> <p>第45条</p> <p>第1項 ～ 第7項 （略）</p> <p>8 前項の場合、第33条第3項第一号、二号、三号及び四号、第33条第4項及び第5項、第33条の3、<u>第33条の4</u>、第33条の5、<u>第35条並びに第36条</u>の「知的財産権」とあるのは「知的財産権の持分」と読み替えるものとする。</p> <p>第9項 ～ 第14項 （略）</p> <p>第46条 ～ 第51条 （略）</p> <p>（協力事項）</p> <p>第52条 乙は、共同研究業務の円滑な実施のため、次の各号に掲げる事項について乙の負担において甲に協力するものとする。ただし、第三号に要する経費は、甲の負担とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 共同研究期間終了後又は本契約解除後に実施する終了時評価及び追跡評価<u>等</u>に係る資料の作成、産業財産権等の取得状況及び事業化状況調査への回答、情報の提供、ヒアリングへの対応並びに委員会等への出席</p> <p>三 （略）</p>

共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
<p>（存続条項）</p> <p>第53条 甲及び乙は、共同研究期間が終了し、又は第38条、第39条若しくは第40条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。</p> <p>第4条第2項から第4項まで、第5条、第6条第3項から第5項まで、第7条、第10条、第13条第7項、第16条第1項から第8項まで、第17条から第21条まで、第22条<u>第1の2項</u>から第10項まで、第23条、第26条第3項、第5項、第6項及び第8項、第27条、第28条、第29条第1項、第3項及び第4項、第30条の2、第30条の3、第30条の4、第31条第1項及び第2項、第33条から<u>第33条の3まで、第33条の5から第35条まで、第36条の2から</u>第38条まで、第41条、第42条、第43条から第46条まで、第48条から第50条まで、第50条の2第1項から第6項まで、第51条、第52条第1項第三号<u>並びに第55条の2</u></p> <p>三～四 （略）</p> <p>第54条 ～ 第55条 （略）</p> <p><u>（実施場所が外国である場合の措置）</u></p> <p><u>第55条の2 乙は、外国において共同研究業務を実施し又はこれに関連して乙が行う一切の行為に起因して甲に生じる、甲の税務（申告・還付・調査対応を含む）に係る手続及び甲所有の財産等に係る手続を含む事務負担並びに実施計画書に定めのない追加的金銭負担その他これらに付随して発生する費用・損害等について、一切の責任を負うものとする。ただし、実施計画書に定めがある場合はこの限りで</u></p>	<p>（存続条項）</p> <p>第53条 甲及び乙は、共同研究期間が終了し、又は第38条、第39条若しくは第40条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。</p> <p>第4条第2項から第4項まで、第5条、第6条第3項から第5項まで、第7条、第10条、第13条第7項、第16条第1項から第8項まで、第17条から第21条まで、第22条<u>第2項</u>から第10項まで、第23条、第26条第3項、第5項、第6項及び第8項、第27条、第28条、第29条第1項、第3項及び第4項、第30条の2、第30条の3、第30条の4、第31条第1項及び第2項、第33条から第38条まで、第41条、第42条、第43条から第46条まで、第48条から第50条まで、第50条の2第1項から第6項まで、第51条<u>並びに</u>第52条第1項第三号</p> <p>三～四 （略）</p> <p>第54条 ～ 第55条 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
<p><u>ない。</u></p> <p>第56条（略）</p> <p>特記事項 第1条～第4条（略）</p> <p>（<u>乙からの委託</u>契約等に関する契約解除）</p> <p>第5条 乙は、本契約に関する<u>乙からの業務の受託事業者等</u>（<u>受託事業者</u>（<u>受託</u>が数次にわたるときは、すべての<u>受託事業者</u>を含む。）及び再受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、<u>受託事業者</u>又は再受任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該<u>受託事業者等</u>との契約を解除し、又は<u>受託事業者等</u>に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。</p> <p>2 甲は、乙が<u>受託事業者等</u>が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは<u>受託事業者等</u>の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該<u>受託事業者等</u>との契約を解除せず、若しくは<u>受託事業者等</u>に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。</p> <p>第6条（略）</p> <p>（不当介入に関する通報・報告）</p> <p>第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は<u>受託事業者等</u>が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は<u>受託事業者等</u>をして、これ</p>	<p>第56条（略）</p> <p>特記事項 第1条～第4条（略）</p> <p>（<u>下請負</u>契約等に関する契約解除）</p> <p>第5条 乙は、本契約に関する<u>下請負人等</u>（<u>下請負人</u>（<u>下請</u>が数次にわたるときは、すべての<u>下請負人</u>を含む。）及び再受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、<u>下請負人</u>又は再受任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該<u>下請負人等</u>との契約を解除し、又は<u>下請負人等</u>に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。</p> <p>2 甲は、乙が<u>下請負人等</u>が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは<u>下請負人等</u>の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該<u>下請負人等</u>との契約を解除せず、若しくは<u>下請負人等</u>に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。</p> <p>第6条（略）</p> <p>（不当介入に関する通報・報告）</p> <p>第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は<u>下請負人等</u>が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は<u>下請負人等</u>をして、これを拒</p>



共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
<p data-bbox="120 212 1117 292">を拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。</p> <p data-bbox="87 357 174 389"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="87 405 927 437"><u>1. この標準契約書は、2026年4月1日から施行し適用する。</u></p> <p data-bbox="87 453 1117 580"><u>2. 改正後の約款第33条の4の規定は、2015年11月15日以降に締結した契約（変更契約を含む）から適用し、既に終了した契約も含むものとする。なお、同日前に締結した契約については、従前の例による。</u></p> <p data-bbox="87 596 1117 724"><u>3. 改正後の約款第35条第3項及び第4項並びに第36条の規定は、第1項の施行日前に締結した契約（変更契約を含む）にも適用し、既に終了した契約も含むものとする。</u></p> <p data-bbox="87 740 1117 820"><u>4. 改正後の約款第36条の2の規定は、2026年4月1日以降に新たに公募する事業から適用し、これ以前に公募した事業については、なお従前の例による。</u></p> <p data-bbox="87 836 1117 963"><u>5. 改正後の約款第22条第1の2項、第42条第5項及び第55条の2の規定は、2026年4月1日以降に締結した契約（変更契約を含む。）から適用し、同日前に締結した契約については、従前の例による。</u></p> <p data-bbox="87 979 1117 1155"><u>6. 約款第33条第3項第四号及び第5項、第33条の3第1項、第33条の6並びに第35条第3項の2023年9月29日改正は、2009年4月1日（平成21年4月1日）以降に締結した契約から適用し、すでに終了した契約も含むものとする。なお、同日前に締結した契約については、従前の例による。</u></p> <p data-bbox="98 1219 456 1251"><u>(2) 様式 ～ (3) 別紙</u></p> <p data-bbox="98 1267 524 1299">(4) 共同研究費積算基準 (略)</p>	<p data-bbox="1173 212 2170 292">否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。</p> <p data-bbox="1151 1219 1509 1251"><u>(2) 様式 ～ (3) 別紙</u></p> <p data-bbox="1151 1267 1576 1299">(4) 共同研究費積算基準 (略)</p>